

議案第50号

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定
管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定
管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田
区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を次のとお
り指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区立緑図書 館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 細川 博史	令和4年4月1日から令 和9年3月31日まで
墨田区立立花図 書館	同上	同上
墨田区立八広図 書館	同上	同上

(提案理由)

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を指
定する必要がある。